

妊婦等包括相談支援事業・産後ケア事業における 量の見込み・提供体制の確保について

1 妊婦等包括相談支援事業量における量の見込みと提供体制の確保

(1) 事業概要

- ・ 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近に相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実させるとともに、出産・子育て応援給付金の支給による経済的支援を一体として実施する「出産・子育て応援交付金事業」が、令和7年度より**法制度化**される。
- ・ この法制度化に伴い、従来の出産・子育て応援給付金については新たに子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」として位置付けられるとともに、伴走型相談支援事業については児童福祉法に「妊婦等包括相談支援事業」として位置づけられ、あわせて同事業を地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた。



（２）量の見込みの考え方（抜粋）

・ 各年度の妊娠届出数等を推測し、届出数等を勘案して本事業の量の見込みを設定すること。具体的には、妊婦等包括相談支援事業の量の見込みについては、事業の実施拠点数ではなく、妊娠届出数等から対象者数を算定したうえで、１組（妊婦及びその配偶者等）当たりの面談回数を乗ずることにより相談支援のニーズ量を見込むこと。

・ 本事業は、令和４年度より出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として、既に各市町村において実施していただいている事業を制度化したものであることから、面談回数については、現行の少なくとも３回（うち１回はアンケートを実施し、希望者に対して面談を実施も可）を基本としたうえで、必要性に応じて相談支援の更なる推進の観点から３回以上の面接回数を設定することも検討の上、量の見込みを設定することも可能である。

・ ただし、本事業は、お示しする方法によらずに、事業の対象として該当する家庭の潜在的ニーズを正確に把握できる場合においては、各自治体の実情に応じて適切に対応することが可能である。

（３）本市としての量の見込みの算出方法

・ 国の考え方にあわせ３回の面談回数で算出することとし、次の①・②の数字の合計を本事業の量の見込みとする。

① １回目、２回目の面談については、先日、ご承認いただいた（仮称）大阪市こども計画における「妊婦健康診査事業」における妊娠届出数の推計を活用する。

② ３回目の面談については、本市では乳児家庭全戸訪問事業により実施しているため、同じく（仮称）大阪市こども計画における「乳児家庭全戸訪問事業」における量の見込みを活用する。

（４）提供体制の確保

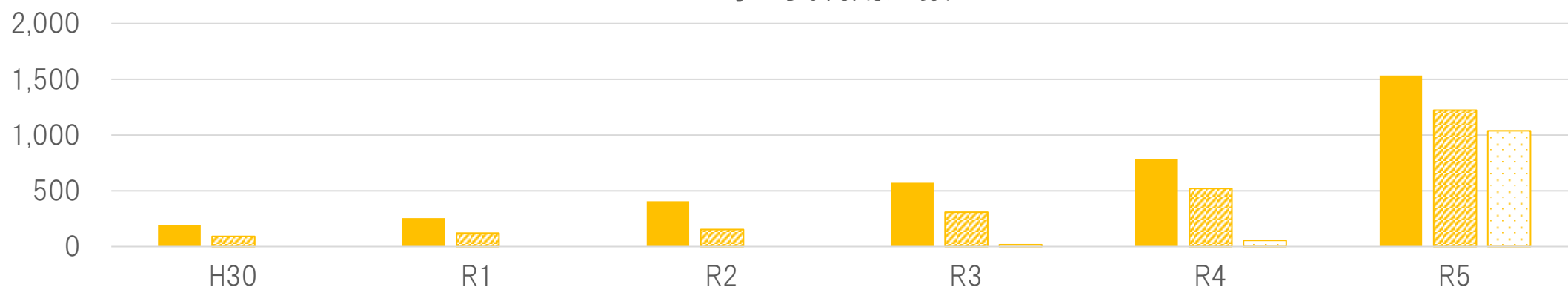
・ 量の見込みと同数とする。

2 産後ケア事業における量の見込みと提供体制の確保

(1) 事業概要

- 産後に心身の不調や育児不安等を抱える出産後1年未満の母親とその子を対象に、産科医療機関や助産所等が行うショートステイ（宿泊型）やデイケア（通所型）、アウトリーチ（訪問型）の利用を通じて、母親の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。

サービス毎の実利用人数



■ ショートステイ

▨ デイケア

▤ アウトリーチ

	ショートステイ	デイケア	アウトリーチ	実利用人数（重複除く）
R4	788人	522人	56人	1,078人
R5	1,535人	1,224人	1,039人	2,670人
R6（9月末現在）	1,196人	1,196人	913人	2,312人

(2) 量の見込みの考え方（抜粋）

$$\text{【量の見込み（人日）】} = \text{【A推計産婦数（人）】} \times \frac{\text{【C利用見込み産婦数（人）】}}{\text{【B全産婦数（人）】}} \times \text{【D平均利用日数（日）】}$$

※産婦数については、妊娠届出数や出生数などをもとに推計すること。

(3) 本市としての量の見込みの算出方法

上記の算出式に次のA～Dの数字を当てはめ、各年度の量の見込みを算出する。

- ・【A 推計産婦数】 : 各年度の0歳児人口推計を活用
- ・【B 全産婦数】 : 利用見込産婦数算出時点での産婦数とされているため、直近の令和5年度出生数を活用
- ・【C 利用見込産婦数】 : 過去の実績や委託事業者数の伸び率を考慮して算出 ※令和8年度までに重点的に委託事業者の確保を推進
- ・【D 平均利用日数】 : 令和5年度の平均利用日数を活用

(4) 提供体制の確保

- ・量の見込みと同数とする。